【20-21 過去問解きまくり！憲法　訂正表】2020 年 12 月 18 日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
564	２番目の判例		《地方議会の懲罰議決》最大判昭 35.10.19 【事案】地方議会がその議員に対してなした 3 日間の出席停止の懲罰議決の効力が争われた事案 【判旨】自律的な法規範を持つ社会ないし団体にあっては，当該規範の実現を内部規律の問題として自主的措置に任せるのが適当な場合がある。本件出席停止の懲罰はこれにあたり，司法審査は及ばない。ただし，除名処分は議員の身分の喪失に関する重大事項であり，単なる内部規律の問題にとどまらないから，司法審査が及ぶ。	《地方議会の懲罰議決》最大判令 2.11.25 【事案】地方議会がその議員に行った 23 日間の出席停止の懲罰の適否が争われた事案 【判旨】議員は，憲法上の住民自治の原則を具現化するため，議事に参与し，議決に加わるなどして，住民の代表としてその意思を普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うから，出席停止の懲罰が科されると，議員としての中核的な活動をすることができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。そうすると，出席停止の懲罰については，裁判所は，常にその適否を判断できるというべきである。したがって，その適否は，司法審査の対象となる。	2020/12/18 訂正
566	問題 161	問題文 ２行目	（財務 2019）	（財務 2019 改題）	2020/12/18 訂正
566	問題 161	肢オ	自律的な法規範を持つ社会ないし団体にあっては，当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ，必ずしも裁判による解決を適当としないものがあり，地方議会議員に対する出席停止の懲罰はこれに当たるため司法審査は及ばないが，地方議会議員の除名処分に対しては司法審査が及ぶとするのが判例である。	地方議会の議員に対して出席停止の懲罰が科されると，当該議員は議員としての中核的な活動をすることができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるので，地方議会議員に対する出席停止の懲罰の適否は，司法審査の対象となるとするのが判例である。	2020/12/18 訂正

567	問題 161 の解説	肢オ	いわゆる**部分社会の法理**について判例は，地方議会における**議員の出席停止の懲罰は，議会内部の自律的事項として司法審査は及ばない**が，**議員の除名処分のような内部規律の問題にとどまらず一般市民法秩序につながる問題については司法審査が及ぶ**としている（最大判昭 35.10.19）。	従来の判例は，地方議会における**議員の出席停止の懲罰には，議会内部の自律的事項として司法審査は及ばない**としていた（最大判昭 35.10.19）が，最高裁はこれを変更し，本記述のように議員に対する出席停止の弊害を指摘することで，**出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となる**とした（最大判令 2.11.25）。	2020/12/18 訂正
571	問題 163 の解説	肢４ ３行目	あるとしたうえで（部分社会の法理），**議員の出席停止の懲罰は司法審査の対象とならないとしたが，議員の除名処分については，議員の身分の喪失に関する重大事項で，単なる内部規律の問題にとどまらないから，司法審査の対象となる**とした（最大判昭 35.10.19）。	あるとの「部分社会の法理」を認めているが，**議員の除名処分については，議員の身分の喪失に関する重大事項で，単なる内部規律の問題にとどまらないから，司法審査の対象となる**とした（最大判昭 35.3.9）。	2020/12/18 訂正
572	問題 164	問題文 ２行目	（国Ⅰ2007）	（国Ⅰ2007 改題）	2020/12/18 訂正
572	問題 164	肢ア	自律的な法規範を有する社会ないしは団体にあっては，当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ，必ずしも裁判による解決を適当としないものがあり，地方議会議員に対する出席停止の懲罰議決はこれに当たるが，議員の除名処分については司法審査の対象となる。	地方議会の議員に出席停止の懲罰が科されると，当該議員は議員としての中核的な活動をすることができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるので，地方議会議員に対する出席停止の懲罰については司法審査の対象となる。	2020/12/18 訂正
573	問題 164 の解説	問題文 １行目	判例は，地方議会議員に対する懲罰のうち，**出席停止処分は単なる内部規律の問題であるから司法審査の対象にはならないが，除名処分は議員の身分の喪失に関する重大な事項であるから司法審査の対象になる**とする（最大判昭 35.10.19，最大判昭 35.3.9）。	従来の判例は，地方議会議員に対する**出席停止の懲罰は単なる内部規律の問題であるから司法審査の対象にはならない**としていた（最大判昭 35.10.19）が，最高裁はこれを変更し，本記述のように議員に対する出席停止の弊害を指摘することで，**出席停止の懲罰については，裁判所は，常にその適否を判断することができ，司法審査の対象となる**とした（最大判令 2.11.25）。	2020/12/18 訂正
574	問題 165	問題文 ２行目	（国Ⅱ2011）	（国Ⅱ2011 改題）	2020/12/18 訂正

574	問題 165	肢エ ３行目	地方公共団体の議会の議員に対する3日間の出席停止の懲罰決議は，地方自治法に根拠を有する処分であって，地方議会の自律的な法規範に基づく行為ということはできず，裁判所の審査判断の対象となる。	地方公共団体の議会の議員に対する 23 日間の出席停止の懲罰決議は，地方自治法に根拠を有する処分であって，地方議会の自律的な法規範に基づく行為というべきであり，裁判所の司法審査の対象とならない。	2020/12/18 訂正
575	問題 165 の解説	肢エ	判例は，自律的な法規範を持つ社会ないしは団体にあっては，当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ，必ずしも，裁判に待つを適当としないものがあるとし（部分社会の法理），本件における議員の出席停止のごとき懲罰はこれに該当するとしている（最大判昭 35.10.19）。	従来の判例は，地方議会における議員の出席停止の懲罰には，内部規律の問題として司法審査は及ばないとしていた（最大判昭 35.10.19）が，最高裁はこれを変更し，議員に対して出席停止の懲罰が科されると，当該議員はその期間，議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動をすることができず，住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなるため，**出席停止の懲罰の適否は，司法審査の対象となる**とした（最大判令 2.11.25）。	2020/12/18 訂正
628	章末 CHECK	Ｑ５	地方議会における議員の出席停止の決議には司法審査は及ばないが，除名処分は議員の身分の喪失に関する重大事項であり，単なる内部規律の問題にとどまらないから，司法審査が及ぶ。	地方議会における議員の出席停止処分と除名処分はいずれも，司法審査の対象となる。	2020/12/18 訂正
629	章末 CHECK	Ａ５	判例は，本問のように述べている（最大判昭 35.10.19）。	判例は，本問のように述べている（最大判令 2.11.25，最大判昭 35.3.9）。	2020/12/18 訂正

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣ公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/)に掲載された日付です。